

海外留学支援制度（大学院学位取得型）派遣学生各位

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部海外留学支援課

会計年度終了に伴う奨学金等支給申請手続きの適正な実施について

海外留学支援制度（大学院学位取得型）は日本政府の補助金により実施されるため、奨学金及び授業料（以下「奨学金等」という）の支給申請手続きは年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに完結する必要があります。

2025年3月31日で2024年度が終了することに伴い、「手続きの手引」及び下記「2. 確認事項」を参照の上、改めて2024年度の支援状況及び奨学金等の支給実績（返納を含む）について確認いただきますようお願いいたします。2024年度中に支給した奨学金等の返納が生じる場合は速やかに各種手続きを行い、必ず下記の最終返納期限までに返納してください。

記

1. 2024 年度に機構から送金した奨学金等の最終返納期限：2025 年 4 月 3 日（木）

2. 確認事項：

下記事項に該当する場合は速やかに各種手続きを行ってください。

①一時不在の月がある

月の初日から末日にわたり、帰省や旅行等のため留学先国・地域を離れた場合や、現地調査・インターンシップのため日本に滞在した場合、当該月は奨学金を支給しません。

②支援期間が変更（短縮）になる

学位取得時期が早まったことに伴い支援期間が変更（短縮）になる場合、変更後の支援終了月の翌月から変更前の支援終了月で返納すべき奨学金がないか確認してください。

③授業料が変更になる

支給済みの 2024－2025 学年の授業料について返納の必要がないか確認してください。

＜返納が必要になる例＞

- ・留学先大学から請求された授業料が減額になる場合
- ・TA・RA や他の奨学金受給により、授業料の自己負担額が減額になる場合
- ・2024-2025 学年が支援最終年で、支援期間の変更等により支給済みの授業料算出に使用した「ひと学年の総月数」に変更が生じる場合

3. 奨学金等支給申請手続きに係る留意点：

本制度は日本政府の補助金を財源として実施しています。事務手続きにあたっては、国費留学生としての自覚を持ち、定められた申請方法や提出期限は厳守してください。

以上

【本件に関する照会先】

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部海外留学支援課学位留学係

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

E-mail: iso3@jasso.go.jp